

厳選質問300にはこんな質問が掲載されています。

一例を
紹介!

Question 055

通常実施権が共有に係るときは、他の共有者の同意を得なければ実施ができないのでしょうか。

受験生の皆さんは「なぜ?」このような疑問が出たのでしょうか。

まず、特許権の共有については特73条において規定されています。そして、専用実施権の共有については特77条5項で特73条を丸ごと準用しています。しかし、通常実施権の共有については特94条6項で特73条1項のみ準用しており、特73条2項・3項は準用していません。

この点、青本では「6項は、通常実施権が共有に係る場合について特許権の共有に関する規定を準用したものである」としか記載されていないこともあって、質問が出てしまったと思われれます。

特73条3項が準用されていない理由は、通常実施権よりも下位の実施権がないからですが、特73条2項が準用されていない理由については不明です。その結果、通常実施権の各共有者は他の共有者の同意なく実施できるのか否かについても不明です。

そこで、講義及びテキストにおいては、2つの考え方があること、及び試験ではどう答えるのが無難であるかを説明しています。

宮口 聡
LEC専任講師

その他、こんな疑問も
掲載されています。

Question 071

特 131 条の 2 第 1 項 3 号はどのような規定ですか。

Question 187

商 8 条 3 項で、商標登録出願が放棄・取下げ・却下された場合、査定又は審決が確定した場合には、商 8 条 1 項・2 項の規定の適用については、初めからなかったものとみなされる旨規定されていますが、登録をすべき旨の査定又は審決が確定した場合であっても、初めからなかったものとみなされるということですか。